

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請に伴う
施設利用及び事業・イベントに係る対応方針

令和3年7月9日
草加市新型コロナウイルス対策本部

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請が延長されたことから、令和3年7月12日より市内公共施設の利用及び事業・イベントについて、次のとおり制限を見直すものとします。

1. 対象期間

- ・令和3年7月12日(月)～令和3年8月22日(日)
- ※令和3年7月11日(日)までは、令和3年6月29日(火)開催の草加市新型コロナウイルス対策本部会議において決定された方針に基づく対応とします。

2. 対象施設及び事業・イベント

- ・市内公共施設及び学校開放施設
- ・市(委託業者を含む)が実施する事業やイベント

3. 対応内容

- ・市内公共施設及び学校開放施設の利用時間を午後9時までとします。
- ・事業、イベントの開催時間を午後9時までとします。
- ・感染リスクの高い、次の用途での施設利用は不可とします。
カラオケ、合唱、コーラス、歌唱、入浴サービス、会食を伴う活動(バーベキューを含む。)

※市内公共施設の利用及び事業、イベント実施につきましては、「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン(令和3年4月21日改定)」に基づき、感染症対策を十分に徹底した上で行うものとします。